資料２

○にかほ市公営企業運営審議会条例

平成17年10月1日
条例第182号

(設置)
第1条　市長の諮問に応じ、公営企業の重要事項を審議するため、にかほ市公営企業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)
第2条　審議会は、市長の諮問に応じ次の事項を審議する。
(1)　料金改定に関する事項
(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(委員)
第3条　審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は市長が任命する。
2　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)
第4条　審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。
2　委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。
3　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)
第5条　審議会は、委員長がこれを招集する。
2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　委員長は、会議で審議された事項について市長に答申するものとする。

(庶務)
第6条　審議会の庶務は、ガス水道局において処理する。

(委任)
第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。